

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 三四
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三四
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三四
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三四
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三四
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 三四
 - 保安林の指定をする予定である件 三四
- 正誤
- 令和七年七月一日付け定例第五百八十九号中 三四

告示

福島県告示第四百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日

令和六年四月一日
四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- 1 太陽の国クリニック手数料
- 2 太陽の国交流センター使用料
- 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和七年四月一日

（保健福祉総務課）

福島県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
ツクイ会津若松訪問看護ステーション	会津若松市白虎町二一三ー一 会津 東京海上日動ビルディング三階	令和七年五月 一日
せくら薬局	会津若松市馬場本町四番五号	同年二月三 日
訪問看護ステーションすこやか	相馬市小野字金谷台四六番地	同年六月三 日
熊谷耳鼻咽喉科医院	伊達市保原町宮下七五の二	同年五月二 日

（社会福祉課）

福島県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称

を変更した旨届出があった。
令和七年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
大町調剤薬局		須賀川おおまち薬局	須賀川市大町四〇三―一八

(社会福祉課)

福島県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	廃止年月日
小汲歯科医院		喜多方市字寺町南五〇―一四	令和七年四月 二二日
加藤歯科医院		伊達郡川俣町字新中町二八	同月九日
コスモ調剤薬局材木町店		会津若松市材木町二―四―二一	同年五月三十一 日
熊谷耳鼻咽喉科医院		伊達市保原町字宮下七五―二一	同月二一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされ

る生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	休止年月日
蓮沼歯科医院		会津若松市東千石三―一―二七	令和七年四月 二五日
医療法人あかぎ内科消化器科医院		河沼郡会津坂下町字小川原一〇―一〇―一	同月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指定辞退年月日
やなぎほり皮膚科クリニック		本宮市高木字平内七四―一	令和七年四月六日
医療法人あらき産婦人科クリニック		相馬市馬場野字山越五五	同年七月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
長澤 博一	二本松市若宮 二一六八一二	株式会社じけ い会訪問マッ サージ	郡山市安積町荒井字 東屋敷二一 コー ポ松井二〇三号室	令和七年三月 一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
牧野 央尚	田村郡小野町 大字小野新町 字中通一二 九一四	牧野整骨院	田村郡小野町大字小 野新町字中通一二 九一四	令和七年六月 一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定により、只見地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
縦覧の期間
令和七年七月十六日から
- 二

同 年八月四日まで（二十日間）

- 三 縦覧の場所
只見町役場
その他
- 四

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年七月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市小川町上小川字上戸渡二四六から二五二まで
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 保安林予定森林の所在場所
いわき市小川町上小川字中戸渡三五の一
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

正 誤

○令和七年七月一日付け定例第五百八十九号中

ページ	段	行	正	誤
三二七	下	一九	県道井手長塚線	県道井出長塚線